

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について

(網掛部分は今回改訂部分)

現 行	改 訂 案	備 考
<p>前書き (省略) 第1章～第2章 (省略)</p> <p>第3章 セルフプランによる提出 1～3 (省略)</p> <p>4 セルフプランの提出不可 (利用計画(案)提出必須) の取扱い</p> <p>(1) 施設入所支援と就労継続支援との利用の組み合わせを希望する者 ※新規の利用希望者は、上記の組み合わせを認めていない。</p> <p>(2) 施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が4 (50歳以上の者は3) に満たない者 ※新規の利用希望者は、上記の組み合わせを認めていない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>5 (追加)</p>	<p>前書き (現行のとおり) 第1章～第2章 (現行のとおり)</p> <p>第3章 セルフプランによる提出 1～3 (現行のとおり)</p> <p>4 セルフプランの提出不可 (利用計画(案)提出必須) の取扱い 以下の(1)から(6)の障害福祉サービス等の利用(申請)者は、利用計画(案)の提出が必要です。</p> <p>(1) 障害支援区分認定が必要な障害福祉サービスを初めて利用する新規申請者(短期入所のみ7日/以内の支給申請者を除く)</p> <p>(2) 療養介護・施設入所支援の利用者</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 重度障害者等包括支援を新たに利用しようとする者</p> <p>(5) 地域相談支援(地域移行・定着支援)の利用者(申請者)</p> <p>(6) 札幌市外に所在する共同生活援助の利用者(申請者)</p> <p>5 セルフプラン提出不可者の拡大に伴う実務対応 セルフプラン提出不可者を拡大したことにより、指定特定相談支援事業者等がただちに計画相談支援等の対応ができない場合は、以下の取扱いとします。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者等は、「計画相談支援候補者」と</p>	<p>・平成29年2月の計画相談の拡大に向けた取組みに伴う規定の整備</p> <p>・平成29年2月の計画相談の拡大に向けた取組みに伴う規定の整備</p> <p>・平成29年2月の計画相談の拡大に向けた取組みに伴う規定の整備</p>

現 行	改 訂 案	備 考
<p>6 (追加)</p>	<p>して、セルフプラン作成の補助を行い、当該事業所が提出する事業所名を明記したセルフプランについては、各区保健福祉部において「当該事業所における計画相談支援候補者のセルフプラン」として受理します。</p> <p>(2) 各区保健福祉部は(1)について従来通りセルフプランで支給決定を行います。</p> <p>(3) 障害福祉サービスの支給決定後、指定特定相談支援事業者等は、次回更新時までの任意の時期に計画相談支援に関する必要書類を作成します。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者等は、必要書類作成後、計画相談支援給付費等支給申請の手続きを行います。</p> <p>(5) 利用計画案の内容を確認し、支給決定に必要な書類等の精査を行った後、支給決定済の障害福祉サービス等の終期を確認のうえ、最適な終期を設定し、計画相談支援等の廃止(セルフ)・給付決定(計画相談支援等)を行い、計画相談支援給付費支給通知書及び障害福祉サービス受給者証を交付します。</p> <p>(6) (5)で行う支給決定の際のモニタリング期間について、更新までの期間が6か月以内の場合がありますが、既決定済の障害福祉サービスの終期を変えないため、モニタリング期間は、通常通りの1・6・12か月で支給決定します。</p> <p>6 セルフプランから計画相談支援等への切替え 計画相談支援等が真に必要な障がい者(児)にできるだけ計画相談支援等が結びつくよう、以下の(1)から(3)について、セルフプラン(計画未作成者を含む)から計画相談支援等への切替えを可とします。 指定特定相談支援事業所等が、セルフプランから計画相談へ切り替えが必要な個別事情について、事前に各区保健福祉部(身体・知的・難病：福祉支援係地区担当、精神：保健支援係担当)を確認のうえ、必要な手続きを進めることとします。</p> <p>(1) 計画相談支援等が必要な障がい者(児)の申請で、障害福祉サービス等の支給決定を優先するためにセルフプランで申請し、支給決定後に計画相談支援等に切り替えを希望する</p>	<p>・平成29年2月の計画相談の拡大に向けた取組みに伴う規定の整備</p>

現 行	改 訂 案	備 考
<p>第4章 (省略)</p> <p>第5章 継続サービス利用支援等のモニタリング期間</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 上記1を超えてモニタリングを実施する場合</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 単身生活者等(共同生活援助 (GH) 利用者を除く)又は重度包括支援該当⇒計画相談支援給付費等の支給期間満了までア 単身生活者で計画的な支援が必要な者のうち、次のいずれかに該当するため、サービスの利用調整ができないもの。</p> <p>(ア) 認定調査項目「2-10 日常の意思決定」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」に該当しているか、それに準じる状態であると認められる者。</p> <p>(イ) 身体障がい、障害支援区分が4以上に該当。</p> <p>なお、同居者が次のいずれかに該当する場合は単身生活者とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者である ・ 障がい又は疾病を有するために、利用調整に係る援助が困難 	<p>者</p> <p>(2) 障害支援区分認定が4以上で計画相談支援等を希望する者</p> <p>者</p> <p>(3) その他区保健福祉部長が認める者</p> <p>【計画相談支援等が必要と認められる者の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更申請により、サービスの種類、内容又は量に著しい変動がある者 ・ 地域相談支援の対象者であるが、地域相談支援を利用しない(できない)者 ・ 単身世帯で、自ら障害福祉サービス事業者との連絡調整が困難と認められる者 ・ 世帯員全員が、70歳以上の高齢者又は障がい者である者 ・ 保護者が障害者手帳を所持している児童 <p>第4章 (現行のとおり)</p> <p>第5章 継続サービス利用支援等のモニタリング期間</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 上記1を超えてモニタリングを実施する場合</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 単身生活者等(共同生活援助 (GH) 利用者を除く)又は重度包括支援該当⇒計画相談支援給付費等の支給期間満了までア 単身生活者で計画的な支援が必要な者のうち、次のいずれかに該当するため、サービスの利用調整ができないもの。</p> <p>(ア) 認定調査項目「2-10 日常の意思決定」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」に該当しているか、それに準じる状態であると認められる者。</p> <p>(イ) 身体障がい、障害支援区分が4以上に該当。</p> <p>なお、上記の(ア)又は(イ)に該当し、同居者が次のいずれかに該当する場合は単身生活者とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者である ・ 障がい又は疾病を有するために、利用調整に係る援助が困難 	<p>・ 対象者を明確化</p>

現 行	改 訂 案	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者又は要介護者であるために、利用調整に係る援助が困難 ・放置、無理解、無関心等により、利用調整に係る援助が困難 <p>イ (省略)</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第6章 申請から計画相談支援給付費等の支払いまで</p> <p>1 利用計画案の提出依頼 障害福祉サービス等の申請があった障がい者（児）へ、区保健福祉部で『サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書』（以下「提出依頼書」といいます。）を交付し、利用計画案の提出を求めます。 なお、この際、次の書類を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 提出依頼書 ② サービス等利用計画案の提出について（お知らせ文） ③ セルフプラン様式・記載例 <p>④ 指定特定（障害児）相談支援事業所一覧</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>第7章 (省略)</p> <p>第8章 その他</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 (追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者又は要介護者であるために、利用調整に係る援助が困難 ・放置、無理解、無関心等により、利用調整に係る援助が困難 <p>イ (現行のまま)</p> <p>3～4 (現行のまま)</p> <p>第6章 申請から計画相談支援給付費等の支払いまで</p> <p>1 利用計画案の提出依頼 障害福祉サービス等の申請があった障がい者（児）へ、区保健福祉部で『サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書』（以下「提出依頼書」といいます。）を交付し、利用計画案の提出を求めます。 なお、この際、次の書類を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 提出依頼書 ② サービス等利用計画案の提出について（お知らせ文） ③ セルフプラン様式・記載例 (第3章4のセルフプラン提出不可者を除く) <p>④ 指定特定（障害児）相談支援事業所一覧</p> <p>2～6 (現行のまま)</p> <p>第7章 (現行のまま)</p> <p>第8章 その他</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 計画相談支援の新規対応件数の情報共有 平成29年2月より指定特定相談支援事業者等は、「指定特定（障害児）相談支援事業所 実績報告書」により、計画相談支援の新規対応可能件数（毎月2回、第2・第4木曜日）及び契約状</p>	<p>・平成29年2月の計画相談の拡大に向けた取組みに伴う規定の整備</p> <p>・平成29年2月の計画相談の拡大に向けた取組みに伴う規定の整備</p>

現 行	改 訂 案	備 考
<p>別表 1～別表 3 (省略)</p> <p>相談支援専門員のためのチェックリスト (省略)</p> <p>【参考資料】 (省略)</p>	<p>況(毎月1回、第4木曜日)を事業所所在区に報告することとし、新規対応可能件数については、各区でとりまとめ(全市分は障がい福祉課でとりまとめ)のうえ、各区保健福祉課、委託相談支援事業所及び指定特定相談支援事業者間で共有し、計画相談支援の新規対応が困難な場合に、事業者間で調整を行う際に活用することとしました(平成29年1月30日札障第4778号札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長通知)。</p> <p>別表 1～別表 3 (現行のまま)</p> <p>相談支援専門員のためのチェックリスト (現行のまま)</p> <p>【参考資料】 (現行のまま)</p>	